

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年6月28日

【会社名】 株式会社河合楽器製作所

【英訳名】 KAWAI MUSICAL INSTRUMENTS MANUFACTURING CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 河合 弘 隆

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 静岡県浜松市中区寺島町200番地

【縦覧に供する場所】 株式会社河合楽器製作所 関東支社
(東京都渋谷区代々木一丁目36番4号 全理連ビル)

株式会社河合楽器製作所 中部支社
(名古屋市中区丸の内三丁目5番33号 名古屋有楽ビル)

株式会社河合楽器製作所 関西支社
(大阪市中央区備後町三丁目3番9号 備後町コイズミビル)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 河合 弘隆は、当社の第86期(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。